

■養成所ニュースプラス第 29 号 2025

先週の金曜日は、暦の上で冬が始まるという立冬でした。これから本格的な冬に向か、風邪にからないためにも免疫力を維持することは大切です。体温が上がると血液の流れが良くなり免疫力があがるといいます。40 度程度の湯船に 5 ~ 10 分ほど浸かったり、30 分程度早めのウォーキングをしたり体温を下げないように工夫してみましょう。

Plus Quiz は「地域福祉と包括的支援体制」から「福祉計画」に関する問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるのかも、併せて考えてみましょう。

■Plus Quiz · · · ·

【34 回問題 47】法律に定める福祉計画に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 市町村介護保険事業計画では、都道府県が定める老人福祉圏域内で事前に調整をした上で、介護保険施設の種類ごとに必要入所定員総数を定める。
2. 市町村障害福祉計画では、指定障害者支援施設におけるサービスの質の向上のために講ずる措置を定めるよう努める。
3. 市町村子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育情報の公表に関する事項を定めるよう努める。
4. 市町村障害児福祉計画では、サービス、相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置を定めるよう努める。
5. 市町村地域福祉計画では、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を策定するよう努める。

正答と解説は最後に記載しております。

■Yoseijo Info · · · ·

・(36 期生) 修了に関する書類は、10 月 31 日（金）にレターパックライトにて発送しています。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(37 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

支給申請書類一式は、11 月 4 日（火）に普通郵便にて発送しています。届きましたら内容を確認し、11 月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info · · · ·

国家試験に関する情報をお届けします

・第 38 回国家試験は、令和 8 年 2 月 1 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1611767&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1611768&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」を web にて公開しています。

また、新たに保護観察官による「更生保護出張講座」を公開しました。

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせは、養成所ニュースプラス第 6 号配信時に PDF データを添付しておりますので、確認のうえぜひ受講してください。

URL はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1611769&c=3246&d=99c7>

■Plus Info · · · ·

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1611770&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、皆さんの中輩にあたる第 38 期生の出願を受け付けております。

現在、1 期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1611771&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1611772&c=3246&d=99c7>

■Back Number · · · ·

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1611773&c=3246&d=99c7>

■Plus Column · · · ·

年末まで休載します。

【Plus Quiz · · · · 正答と解説】

「地域福祉と包括的支援体制」は、社会福祉士養成課程の「一丁目一番地」ともいるべき科目です。地域共生社会の実現に向けて、社会福祉士がいかにソーシャルワーク機能を発揮できるのかを問われます。

37 回では出題基準の 8 つの大項目からほぼ満遍なく 9 問が出題されました。この科目は、以前の「地域福祉の理論と方法」と「福祉行政財政と福祉計画」の項目が引き継がれています。

前者の範囲では、中項目の「地域福祉の推進主体」が頻出です。大項目の「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」「地域共生社会の実現に向けた多機関協働」では、具体的な課題を他科目と関連させて理解していくことが必要です。

後者では「福祉における財源」「福祉計画の意義・目的と展開」が頻出です。今回取り上げた福祉計画では策定方法、市町村と都道府県の計画内容の違い、策定義務、評価方法等の理解が求められます。

例えば、地域福祉計画は、社会福祉法の 2000 (平成 12) 年改正で策定が規定され、2017 (平成 29) 年に努力義務となりました。都道府県は市町村地域福祉計画の地域福祉の推進を支援し、市町村の地域生活課題解決における包括的体制整備の支援、従事者の確保や資質の向上、福祉サービスの基盤整備等広域で行います。都道府県地域福祉「支援」計画であることからもその関係性が推測されます。策定は、市町村も都道府県もそれぞれの地域福祉計画策定委員会が行いますが、作成・変更には住民等の意見を反映させその内容を公表するよう努めるとあります。厚労省通知の「策定ガイドライン」は、見直しを「概ね 5 年とし 3 年で見直すことが適当である。」と示しています。

1. × 介護保険施設の種類ごとに必要入所定員総数を定めるのは、都道府県介護保険事業

支援計画が定めます。介護保険法は、「医療介護総合推進法」に定められた総合確保方針に沿って厚生労働大臣が基本指針を定め、その指針に沿って、市町村介護保険事業計画や都道府県介護保険事業支援計画の策定を義務付けています。見直しは 3 年を 1 期としています。

2. × 指定障害者支援施設におけるサービスの質の向上のために講ずる措置を定めるよう努めるのは、都道府県障害者福祉計画です。主務大臣が定めた基本指針にそって、市町村・都道府県障害福祉計画の策定が義務付けられています。見直しは 3 年を 1 期としています。

3. ×教育・保育情報の公表に関する事項を定めるよう努めるのは、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画です。内閣総理大臣が策定した基本指針にそって、市町村子ども・子育て支援事業計画や都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定が義務付けられています。見直しは5年を1期としています。

4. ×サービス、相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置を定めるよう努めるのは、都道府県障害福祉計画です。都道府県・市町村障害児福祉計画は、2016（平成28）年の児童福祉法改正で新設され、2018（平成20）年同法改正で策定が義務付けられました。内閣総理大臣が定める基本指針にそって策定します。見直しは3年を1期としています。

5. ○地域福祉計画は、2017（平成29）年の社会福祉法改正で策定が努力義務になるとともに、地域福祉計画が高齢者、障害者、児童、その他福祉の各分野における共通的な事項を一体的に定める「上位計画」と規定されました。それにより、高齢者福祉計画や介護保険事業計画、障害福祉計画や障害者計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等福祉の関連計画との整合性を図ることになりました。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-19 KDX浜松町ビル6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus